

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、そ)

改正する条例（昭和四八年三月鳥取県条例第十六号）の施行期日は、昭和四八年十月二十六日とする。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県規則第五十六号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則（昭和四七年十二月鳥取県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を第三十条とし、第二十五条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二十四条の次に次の一条を加える。

（給水施設の利用の許可の申請）

第二十五条 市場において給水施設を利用するため条例第三条の許可を受けようとする者は、様式第四号による許可申請書を知事に提出しなければならない。  
様式第三号の次に次の二様式を加える。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

## 様式第4号

鳥取県當境港水産物地方卸売市場利用(給水施設)許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、鳥取県當境港水産物地方卸売市場の給水施設を利用したいので、許可してくださいとするよう申請します。

年 月 日  
住 所  
氏 名

(法人にあつては、名)  
(称及び代表者氏名)

記

船 名	
受水予定月日	月 日
希望受水量	$m^3$
※ 給水量	$m^3$
※ 給水時間	
※ 使用料	
備 考	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。  
 別表第二「水産物地方卸売市場長の項第二号中「業務のため」の下に「又は給水施設の利用のため」を加え、同項第三号四中「第二十五條」を「第二十六條」に改め、同号五中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同号六中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同号七中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。